平成２２年（フ）第２０８０号
埼玉県川口市領家３丁目７番16号　コートハウス南平Ａ―102号
債務者　須藤　栄一
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
富山市藤木新町19番地４
債務者　本田　和子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４５号
茨城県土浦市西根南２―１―30、住民票上の住所富山市上冨居２丁目１番21号
債務者　石黒　時江
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４６号
富山市向新庄町４丁目９番２―10号　松田マンション、前住所富山市向新庄1417番地
債務者　小沼　英夫
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５５号
富山市小杉2126番地　ベルメゾンこすぎ302号
債務者　酒井ひとみ
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８８８号
千葉県柏市亀甲台町１丁目９番17号
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８９９号
千葉県流山市大字東深井７番地の37
債務者　間　　正子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９０５号
千葉県松戸市下矢切80番地の６ヴィラコート矢切201号
債務者　杉原　麻美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９１２号
千葉県松戸市小金清志町２丁目46番地コーシン松戸502号
債務者　岩橋　芳春
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９２１号
千葉県松戸市上本郷852番地の４　カーサハルミ101号
債務者　岩船　尚一
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９３７号
千葉県松戸市中根124番地
債務者　山本　石男
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３４０号
神奈川県横須賀市岩戸１―11―15―403、住民票上の住所神奈川県横須賀市西浦賀５丁目４番５号
債務者　藤原　一成
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３３６号
神奈川県横須賀市野比１丁目23番10号　ヴィラＹＲＰ野比204
債務者　中島佐知子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３５１号
神奈川県横須賀市久里浜６丁目13番Ｂ―210号
債務者　川名　　進
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３５６号
神奈川県逗子市池子２丁目４番13号　コーポ弥生102
債務者　千葉　周作
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３４０８号
愛知県海部郡蟹江町大字鍋蓋新田字リノ割235番地130
債務者　吉田　孝幸
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９８号
宮崎市大字赤江409番地　市営住宅170棟14号
債務者　田中　淳子（旧姓川越）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで宮崎地方裁判所破産係